

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西海市	旧西海町地区(西海北小集落)	令和4年3月25日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	272 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	130 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	71 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	52 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	7 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

西海北小集落には、既に実質化された人・農地プランのゆで干し大根の基盤整備予定地区である面高地区と隣接した特殊な地域である。また寄船地区は、県内有数の大型養豚経営体があり、西海市の畜産業を支えている地区でもある。面高基盤整備予定地区は水稻基盤整備地区も集約した57haの市内においても規模が大きい整備地区であり、主な作目のゆで干し大根はこの地域でほとんどが生産されており、全国的に数少ない特産地である。しかし、ゆで干し大根農家も徐々に担い手となる若者が減少し続けており、中心経営体へ集約化をすすめる必要がある。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

この集落の特産品であるゆで干し大根を中心に、露地野菜をいかに拡大維持するかにかかっている。販売額を更に高めるブランド化やJAとの連携強化、販路拡大などの取り組みを行い、儲かる農業に転換し、新たな担い手と中心経営体による拡大集約化を目指す。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

○災害対策への取組方針

干害、高温害等の被害防止のため、畑地かんがい施設(西海町土地改良区)を有効に活用する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	27 人		128.3 ha		135.9 ha	